

特定事業の選定について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、鳥取県立美術館整備運営事業(以下「本事業」という。)を特定事業と選定したので、PFI法第11条第1項の規定により特定事業の選定における評価結果を公表する。

令和元年7月17日

鳥取県知事 平井 伸治

1. 事業概要

(1) 事業名称

鳥取県立美術館整備運営事業

(2) 公共施設の名称

鳥取県立美術館

(3) 公共施設等の管理者

鳥取県知事 平井 伸治

(4) 事業目的

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、県民の教育及び文化の発展に寄与するための施設として、鳥取城跡内に自然、歴史・民俗、美術の3分野を有する総合博物館として昭和47年10月に開館し、鳥取県の自然、歴史・民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」を目指して運営されてきた。

一方、開館から40数年が経過し、施設の老朽化による不具合や収蔵スペースの不足が顕著となってきたため、県教育委員会では、県博の現状分析や課題の洗い出し、そしてその解決方法を検討するとともに、県政参画電子アンケートの結果等を踏まえ、美術分野を新たに整備する施設（美術館）に移転するとの方針を決定し、「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」において、美術館を整備する場合における基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地条件、運営体制等について議論が重ねられ、平成29年3月に基本構想が取りまとめられた。

また、基本構想を起点として美術館に必要な機能、施設設備、事業運営について具体化する基本計画の検討が行われ、「人をつくる」、「まちをつくる」、「県民がつくる」の活動が展開される「未来を『つくる』美術館」をコンセプトに掲げ、そのために必要な機能と主な事業展開、施設整備計画及び基本計画の実現に向けた取組等を盛り込んだ基本計画が、平成30年7月にまとめられたところである。

新しい美術館は、県博が蓄積した作品や人的ネットワーク等を着実に引き継ぎ、社会教育施設として、県民の宝である収集した美術作品を適切に守り次世代に伝えるとともに、そうした作品をはじめとした国内外の優れた美術作品の企画展示及び県内美術創作者等の発表機会の場であることをはじめ、特に、次代を担う子どもたちの想像力・創造性を育むための「美術を通じた学び」の支援を目的とした「美術ラーニングセンター機能」や、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できる環境づくりを特色としながら、美術館としての中心的な役割を展開していくこととしている。

さらに、来館するすべての利用者が、くつろぎや居心地のよさを感じながら幅広い「楽しみ」を享受できる場所となることやユニークベニューなど美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間を提供することで、賑わいづくりや街づくりに貢献していくことを積極的に展開していくこととしている。

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の

魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現することを目的として、PFI 方式により実施しようとするものである。

(5) 事業の内容

① 施設概要

事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町 2 - 3 - 1 外

敷地面積：約 20,000 m²

延床面積：9,910 m²

開館年度：令和 6 年度中（予定）

② 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を行う方式 (BT0: Build-Transfer-Operate) とする。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 22 年 3 月 31 日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う業務は、以下のとおりとする。

i 必須事業

ア 設計・建設業務

(ア) 事前調査業務及びその関連業務

(イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務

(ウ) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

(エ) 工事監理業務

(オ) 備品等調達・設置業務

(カ) 補助金等申請補助業務

イ 開館準備業務(県と協同して実施)

(ア) 開館までの施設の維持管理業務

(イ) 事務所及び収蔵品等移転に関する業務

(ウ) ブランディング業務

(エ) 開館前の集客促進業務

(オ) 展覧会開催準備業務

(カ) 開館後の施設貸出等業務

- (キ) その他運営に関する業務
- ウ 維持管理業務
 - (ア) 建築物保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
 - (イ) 建築設備保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
 - (ウ) 施設備品等保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
 - (エ) 修繕業務
 - (オ) 清掃業務（展示ケース内に展示物がない場合の展示ケース内を含む。）
 - (カ) 警備業務
 - (キ) 環境衛生管理業務
- エ 運営業務（県と協同して実施）
 - (ア) 利用者対応業務
 - ・利用者案内等
 - ・施設の貸出等
 - (イ) 学芸業務
 - ・収蔵に関する業務
 - ・常設展示に関する業務
 - ・企画展示に関する業務
 - ・教育普及に関する業務
 - ・地域等との連携・協力に関する業務
 - (ウ) 集客促進業務
 - (エ) その他運営に関する業務
 - (オ) 運営業務のうち、館内サービスに関する業務（附帯事業）
 - ・ミュージアムショップ運営
 - ・飲食施設運営
- ii 任意事業
- ア 自主事業
- イ 民間提案事業（附帯事業）

2. 評価内容

本事業を県が従来手法で実施する場合と PFI 方式として実施する場合とを比較することにより、客観的な評価を行った。

(1) 定量的評価（財政負担額の評価）

別紙に示す前提条件を基に、従来手法で実施する場合と PFI 方式で実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、その合計額を現在価値に換算して比較した結果、県の財政負担額は、PFI 方式で実施することにより、11%程度の縮減効果を見込むことができる。

(2) 定性的評価（サービス水準等の評価）

本事業を PFI 方式で実施する場合、次の定性的な効果が期待できる。

① 連携・協力によるサービスの質・魅力の向上と美術ファンの拡大

美術品の収集・保存、調査研究、展示、教育普及など美術館の中核業務を行う県と、設計、建設、運営・維持管理業務の専門的な広範囲かつ高度な能力やノウハウを有する事業者が連携・協力して美術館運営を行うことにより、施設の機能性や利便性、安全性、効率性の向上が図られ、より良質かつ効率的なサービスの提供が行われると同時に、新たな取組を創出し、ソフト・ハード両面において美術館の魅力が向上、更には美術ファンの拡大が期待できる。

② 設計、建設、運営・維持管理業務の一括発注による事業の効率化

設計、建設、運営・維持管理業務までを一括して事業者委ねることにより、運営・維持管理業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能となり、事業の合理化や効率化が期待できる。

③ 財政負担の平準化

民間資金を活用することで、県は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

④ リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、県と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの発生が抑制され、また、リスク発生時においても適切かつ迅速な対応や過度な費用負担の抑制が可能となり、安定かつ効率的な事業運営が期待できる。

⑤ 自主事業等の実施による相乗効果

必須事業の実施のほか、民間事業者が任意で行う自主事業等の実施により、利用者の利便性の向上をはじめ、本施設のより一層の利用促進が図られ地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図ることが期待できる。

(3) 評価結果

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業全体を通じて事業者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、この結果、定量的評価における VFM の達成に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上より、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(別紙) 前提条件

区分	県が従来手法で実施する場合	PFI方式で実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	ア 設計・建設費 イ 開館準備費 ウ 維持管理費 エ 運営費（県職員人件費含む） オ 資金調達に係る費用	ア サービス対価 ・ 設計・建設費 ・ 開館準備費 ・ 維持管理費 ・ 運営費 ・ 資金調達に係る費用 イ 県運営費（県職員人件費含む）
共通条件	ア 事業期間：20年間 イ 収入：県立博物館の運営実績等に基づき算定 ウ 割引率：2.6%	
施設整備費	・基本計画に基づき、本施設と同種の施設等の実績等を参考にして設定。	PFIの先行事例及びヒアリング調査等を参考に、設計・建設の一括化により、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の効率性が実現できるものとして算定。
開館準備、維持管理費及び運営に関する費用	・県立博物館の維持管理及び運営等の実績等に基づき、本施設と同種の施設等の実績等を参考にして設定。	PFIの先行事例及びヒアリング調査等を参考に、県が直接実施する場合に比べ、民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の効率性が実現できるものとして算定。
資金調達の内訳	ア 地方債 イ 一般財源 ウ 国庫補助金	ア 出資金 イ 民間金融機関借入金 ウ 一般財源 エ 国庫補助金

※この前提条件は県が独自に設定したものであり、実際の提案内容を拘束するものではない。